

平成18年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成18年3月24日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第8号 瑞穂市第1次総合計画の基本構想を定めることについて
- 日程第3 議案第20号 平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第28号 平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第5 議案第6号 もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更について
- 日程第6 議案第14号 瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第15号 瑞穂市墓地条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第18号 平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第19号 平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第26号 平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第27号 平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第12 議案第16号 瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第21号 平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第22号 平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第23号 平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第24号 平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第29号 平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第30号 平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第19 議案第31号 平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算
- 日程第20 議案第32号 平成18年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第21 議案第33号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第22 議案第5号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第23 議案第7号 本巣消防事務組合理約の変更について
- 日程第24 議案第9号 瑞穂市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第25 議案第10号 瑞穂市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第26 議案第11号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第12号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例について

日程第28 議案第13号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第29 議案第17号 平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）

日程第30 議案第25号 平成18年度瑞穂市一般会計予算

日程第31 発議第1号 「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第31までの各事件

日程追加第1 公共交通対策の件について委員会の中間報告の件

日程追加第2 発議第2号 コミュニティバスの利便性向上に関する決議について

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元に配付しましたとおり、3月23日、山本訓男君から発議第 1 号「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書が提出され、受理しましたので報告します。この意見書については、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〔「議長、休憩」の声あり〕

議長（土屋勝義君） ただいま 3 番の若園五朗君から休憩動議が出ましたが。

〔発言する者あり〕

議長（土屋勝義君） 議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9 時09分

再開 午前 9 時25分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 議案第 8 号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第 2、議案第 8 号瑞穂市第 1 次総合計画の基本構想を定めることについてを議題とします。

本議案は、総合計画特別委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総合計画特別委員長 澤井幸一君。

総合計画特別委員長（澤井幸一君） 総合計画特別委員会のまとめを発表させていただきます。

ただいま議題となりました議案第 8 号瑞穂市第 1 次総合計画の基本構想を定めることについて、会議規則第39条の規定により、総合計画特別委員会の審査の経過及び結果について報告をします。

総合計画特別委員会は、3月17日午後 1 時30分から議員会議室で開催しました。委員全員の 19人と議長が出席し、執行部から市長、助役、収入役、教育長を初め全部長、調整監、政策推進課長の出席を求め、補足説明を受けた後、まず質疑を行いました。

質疑はいろいろありましたが、全議員が出席した特別委員会ですので、質疑や答弁の内容等皆さんよく御承知のことと思いますので、ここでは省略をさせていただきます。

討論でも、賛成・反対といろんな意見がありました。主なものを報告します。

反対討論では、瑞穂市の将来像の中で、陳情・要望型の市民参加と提案型の市民参加が対立的に書かれている。陳情・要望型の市民参加を否定せず、要望型も提案型も両方受け入れる表現に改めるべきで、反対するという意見や、だれもが生き生きと暮らせるまちづくりには、総論的な全体をあらわす言葉として「バリアフリー」という文言を入れるべきであるとの意見もありました。

賛成討論では、ボトムアップ型のまちづくりが具体的に書かれており、賛成するという意見や、この第1次総合計画基本構想は総合計画審議会で議論を尽くされ、慎重に審議された上で答申されたものであり、内容的にも明確にビジョンが書かれているので賛成するという意見などがありました。

数名の委員が、これら反対討論、賛成討論という順に繰り返し討論が出尽くしましたので、採決に移りました。採決に当たっては、1名の委員が退席されておりましたので、残り18人の委員で採決した結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

以上で、総合計画特別委員会の委員長報告を終わります。平成18年3月24日、総合計画特別委員会委員長 澤井幸一。

議長（土屋勝義君） これより議案第8号瑞穂市第1次総合計画の基本構想を定めることについての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、議案第8号瑞穂市第1次総合計画の基本構想を定めることについて、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、まず第1章将来ビジョン、第1節瑞穂市の将来像において、うたい文句は「市民参加・協働のまちづくり～市民と行政が一体となったまちづくりをめざします～」となっているにもかかわらず、これを説明している本文の中では、明らかにうたい文句と矛盾する

点があります。これは、これまでのようなあれが欲しい、これが欲しいといった陳情・要望型の市民参加ではなく、はっきり陳情や要望型を否定する文になっていることです。一体この基本構想の実態、本音はどちらであるのでしょうか。

行政が出すものについては、タイトルと中身の遊離というものがしばしば見受けられます。例えば最近一番指摘されているものは、障害者自立支援法です。あれのタイトルは「自立を支援する」ですが、中身は障害の重い人ほど負担が高いという内容になっています。国民保護法もしかりです。これまでの執行部のいろいろな説明を聞きますと、実態、本音はこのタイトルではなく、本文のところではないかと思われまので、これが反対の第1の理由です。

第2に、資料の8の1に総合計画基本構想について（諮問）を求めるというのがありまして、資料の8の2に答申が出ています。この中の1では、「市民の要望及び時代に沿った優先順位を決定するとともに」というのがあり、要望を受けるといことがはっきり書かれています。また、駅周辺の開発を最優先にすることとか、4では都市基盤整備がおくれていることとか、6では「地域でできることと、行政すべきことを明確にし」というふうに、行政でできること、すべきことという位置づけもしっかり書かれています。この答申内容がどのように基本構想に組み込まれているのか不明というのが反対理由の第2です。

以上の理由で、私は反対の立場です。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 10番 小川勝範君。

10番（小川勝範君） 議席番号10番 小川でございます。

基本構想に賛成の立場で討論をいたします。

まず今までの経過を見ますと、2004年9月9日からまちづくり市民の皆様方からいろんなアンケートをとりまして、そしてずっといろんな会合をやられて、2006年9月18日に市長に基本構想の答申をされました。先般も特別委員会で先ほど委員長が述べましたように、皆さん方で審議した結果、これは市民の代表が策定委員会できちっとした答申をされた結果でございますので、この構想につきまして私は賛成をいたしますので、皆さん方の同意をよろしく願います。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、第8号議案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

第1点目には、基本的に熊谷議員が話されたとおり、瑞穂市の将来像、ここは基本的な総合計画の考え方の基礎となるものであると思いますけれども、そこに流れている思想というのは、

昨日の一般質問でも申し上げましたとおり、住民自身が自治体の主人公である。雇われているのが、要するに役人なんだと。その前提に立って全体の奉仕者として住民に奉仕をするということではなければならないにもかかわらず、全くそれがあべこべで、自分たちの自助努力でやりなさい、足りないところがあったらやってあげますよというようなことは、そもそも本来の自治体の責任と義務を放棄するものであるということを申し上げましたけれども、ここの基本的な思想はそういう思想で貫かれているという意味において、まず反対であります。

それから、同様、昨日申し上げましたけれども、下水道の問題につきましては、平成6年に松野文司町長が公共下水道ということで、具体的な計画を立てております。そして、平成6年の8月に当時の穂積町でございますけれども、松野幸信町長が誕生いたしました。そこで方向転換をして、コミプラ一本でやるということを決められました。当初は、その処理区につきましても12カ所、それがその後7カ所になっていく。そして、7カ所のトップバッターとして別府処理区を行ったということです。しかし、その最初の第1処理区の別府処理区でつまづいてしまった。暗礁に乗り上げた。そういう状況があるわけでありまして。

そこで私は思うには、そうだとするならば、あえて松野文司町長の公共下水道の方針を方向転換をした。そこで責任を持ってコミプラでやってきて今日の現状があるとするならば、やはり潔く町民の前に自己批判的総括を行うべきである。その自己批判的総括を行った上で、具体的に基本構想の中でその手法の問題についても考えていく、もう一度。というのならば、五十歩譲っても話の筋は通ると思います。ところが、今のままでは政策的な失敗をほおかむりをして、基本構想でまた新たな手法を考えますとあって、委託をして、またいろいろ決める。それで決めていただきましたから、それを私はやらせていただきますというようなことは、これはやっぱり卑怯なやり方だと思うんです。自分が最高のポストについておるんであるならば、真正面から責任を持って受けとめて、失敗したら失敗した、それがなぜ言えないのか。それを言わずに、こっそり前へ進んでいくなどということは絶対許されない。

下水道の問題、駅の問題もありますけど、それだけでも私は辞職物だと思っております。政策的な大失敗です。その総括もやらずに基本構想で、言葉は悪いですけど、逃げ切るなどということが許されたらどうなるのか。議会をなめとったらいかんと。議会はまるきりなめられているということになるのかと思いますので、私は、まだほかにもございますけれども、冒頭の基本的な考え方と、そして具体的には下水道の問題を取り上げて、本案には反対ということを表示させていただきたいと思っております。以上であります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 議案8号の総合計画の基本構想の5ページ、ここに土地利用の基本方針

ということで、特別委員会においても土地利用の方針の中で、一部、只越市街化調整区域、そして巢南、樽見線東の十七条、十八条地区の農振区域においても、青木市長公室長の答弁の中に都市マスタープランで見直し検討できるということでございますので、先ほど小川議員の言われたように、すべて何回も慎重審議ですばらしい基本構想をつくられたものでございますので、全体の今回のこれの構想について賛成でございます。

この土地利用方針の見直しについては、都市マスタープランで十分見直し検討できるということですので、しっかり議論してもらって見直しをお願いします。全体に基本構想の内容については賛成でございます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 反対の立場で意見を申し上げます。

当初、私はこの8号の基本構想の内容については、総論的には私は賢明な構想が出されたと思っておりました。しかし、中身を精査してみますと、過日の特別委員会におきましてもいろいろ賛成的な意見、反対的な意見、一部修正的な意見等多々ありました。それを総括して、最終的には特別委員長がしっかり中身を総括して、委員長報告でしっかりやってほしいということとで閉じたと思います。

先ほど澤井特別委員長からの報告によりますと、特別委員会の空気を、いろいろあったということで、中身についての成果、総括のまとめの委員長報告ではないと私は思っております。

と申し上げますのは、当然すばらしいこの総合計画の審議会委員でございますので、それは十分私は尊重いたしますが、最終的には議会で十分審議をして賛否をとりなさいというのが権威ある住民代表の議会の議員なんです。そういうところに来た議案は、重要な議案なんですね。その総括が十分な委員長報告になっていないということとありますので、私は先ほどまでこの議案については賛成も反対もしない、留保という位置にありましたが、あえて反対討論になったのは、その特別委員会での総括の委員長報告になっていないと。ということは、何の特別委員会であるか。そういう委員長報告に対して、中身が十分でない以上、私はやむにやまれず反対討論に立った次第であります。

私は、議員としての賢明な資格、自分の持論、住民の代表としての使命はしっかり、いいことはいい、悪いことは悪い、断じて行動していく一議員であることをあえてつけ加えて、反対討論とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 7番 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 議席番号7番 浅野でございます。

いわゆる今反対の方々の御意見を聞きますと、過去のこと、また人の批判ということだけでこの議案を反対だ、賛成だ。それから、我々1年生議員としましては、先輩議員がやってこられたときに、気がついておられたこともあるはずなんです。ですから、今になって前のコミュニティーがこうだった、ああだったというのを防ぐのが我々新しい議員の使命だと思っていますので、ましてこの構想でございますから、これは総論でこういうふうに持っていこうじゃないかという方向づけ、総論。今度は逆に申しますと、反対の討論をされた方は、各論で物をおっしゃっていますので、このときに我々賛成しましても、次に計画立案されたものが出てきたときに予算がついてくると。その予算はおかしいだろうと、方向性が違うとか、もう一つそこで歯どめをかけることができますので、いわゆる総論は私は賛成ですので、これに賛成します。議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 次に、賛成の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 9番 桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） 9番 桜木ゆう子でございます。

皆さん議論は出尽くしたと思いますけれども、私は賛成の立場で討論させていただきます。

これはあくまでも基本構想でありまして、これからいろんな意見が、その計画をするところでも出ると思います。そして、今浅野議員が言われたようなことと同じことでございますけれども、前向きに事を進めていくことが大事だと思います。後に振り返ってごたごたと言うとか、あの人が嫌いだから反対だとか、そういうことでは市民に対して、この議会を進めていく上で、一般の方も一生懸命考えてくださった構想でございますので、そして将来ビジョンというところで、熊谷議員が陳情型や要望型の市民参加ではなくという言葉じりだと思っうんですね。これは十分ここに、自分たちの地域をこういうまちづくりを目指したいから、自分たちはこういうことを行うべきで、行政はこういうことを支援するべきだという提案型の市民型をはぐくんていくことが重要だと。これは本当に私はこのとおりだと思っうんですね。ですから、陳情型とか要望型というのは、ちょっと言葉のとらえ方であって、全く私はそこだけをとらえて反対ということは、この原案に対して反対するということには、余りにもちょっと合点がいかないと思っうんですね。全体をとらえて、やっぱり自分たちが提案型の市民参加をはぐくんていくことが重要だと、ここが一番とらえなきゃいけないことだったと思っうんですね。

だから、提案していくということが、それが陳情になるのか要望になるのかということになると思っうんですねけれども、あまり言葉じりをとらえないで、やっぱり原案に対して、基本構想ですから、どんなまちにしていくのかということを一生涯懸命考えていくのが大事だと思っうん

すね。

ですから、私はこのとおりで、この原案に対しては賛成させていただきます。皆さんの賛同をよろしく願いいたします。

以上、賛成討論を終わります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対の立場の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） ほかに討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第8号瑞穂市第1次総合計画の基本構想を定めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時09分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第20号及び日程第4 議案第28号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

議長（土屋勝義君） 日程第3、議案第20号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）と日程第4、議案第28号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を一括議題とします。

これらについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 篠田 徹君。

文教常任委員長（篠田 徹君） 2番 文教常任委員会委員長 篠田 徹。

議会から付託された案件について、文教常任委員会における議案審査の内容及び結果について報告をいたします。

文教常任委員会に付託されました案件は、議案第20号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第28号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算についての、以上議案2件であります。

審査の経過について申し上げます。

3月10日、文教常任委員会を巣南庁舎3階3-2会議室において開催し、付託されました議案について、市長、教育長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長及び生涯学習課長の出席を求め、それぞれ詳細な説明を聴取し、慎重に審査を行いました。また、この折に委員5人は全員参加で、委員会としては成立いたしております。

審査の内容及び結果を議案に沿って簡潔に申し上げます。

議案第20号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,074万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,513万4,000円とするものであります。

審査の中では、執行部より分担金及び負担金の減額理由の説明を受け、これについて委員より給食費の未納額についての質疑があり、執行部より、徴収の努力をしているものの、徴収率は例年どおりほぼ横ばいの状況である旨の説明がありました。

以上、慎重に審査した結果、議案第20号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,247万4,000円とするものであります。

慎重に審査した結果、議案第28号については質疑、討論なく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が付託された2議案の審査内容及び結果についての報告であります。

以上、会議規則第39条の規定により報告いたします。平成18年3月24日、瑞穂市議会文教常任委員会委員長 篠田 徹。

議長(土屋勝義君) これより議案第20号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

{「なし」の声あり}

議長(土屋勝義君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

{「なし」の声あり}

議長(土屋勝義君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第20号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第28号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号から日程第11 議案第27号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第5、議案第6号もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更についてから日程第11、議案第27号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算までを一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 小寺 徹君。

厚生常任委員長（小寺 徹君） 厚生常任委員会における委員長報告を行います。

ただいま議題となりました議案7件は、3月13日の当委員会において結審を見ましたので、

御報告いたします。

まず最初に、議案第6号もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更について、執行部から、介護保険制度の改正により、平成18年度からもとす広域連合が設置・管理及び運営する施設のうち基幹型在宅介護支援センターといった限定的な呼称から、老人介護支援センターに呼称変更するとともに、養護老人ホーム「大和園」の入所者に対する介護サービスの利便性を図るため、居宅介護事業所を設置する規約を変更するものである。

また、障害者自立支援法の施行に基づき、新たに市町村において障害の程度の区分の認定を行うことになったが、その審査判定を広域連合に事務依頼する規約の一部を変更するものである。なお、判定に係る費用について、平成19年度までは均等割20%、人口割80%として、20年度からは人口割にかわり審査判定実績割にするものであるとの説明がありました。

続いて質疑に移り、もとす広域連合における18年度介護保険事業費の負担割合はどのようになっているか。包括支援センターについて、もとす広域連合から瑞穂市社会福祉協議会へ委託することとなっているが、いつからか。また、老人福祉計画との関係はどのようになっているかとの質疑に対して、瑞穂市の持ち出し分は2億6,618万8,000円で、全体の40%である。当福祉協議会への委託については、平成18年4月1日からである。また、当計画との関係については、保健センターとタイアップしながら進めていきたいとの答弁がありました。

以上、質疑・答弁の後、討論なく、採決の結果、議案第6号は全員一致、原案どおり可決されました。

次に、議案第14号瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例について、執行部から、この改正は地方自治法第244条の2の改正に伴い、施設の管理運営の内容を見直し、福祉作業所に必要な職員を配置するよう改めるものであるとの説明でありました。

続いて質疑に移り、福祉作業所とはどの場所を指すのかとの質疑に対して、「豊住園」と「すみれの家」であるとの答弁がありました。

以上、質疑・答弁の後、討論もなく、採決の結果、議案第14号は全員一致、原案どおり可決されました。

次に、議案第15号瑞穂市墓地条例の一部を改正する条例について、執行部から、この改正は野田霊園の新設に伴い、条例の文言を改正するものであるとの説明がありました。

続いて質疑に移り、ほづみ霊園と野田霊園の規模はいかほどか。市直営の霊園のほかに、各区において霊園を持っているところもあると思われるが、補助等を考えているか。共同墓地の計画はないかとの質疑に対して、ほづみ霊園については昭和58年から造成を始め、順次区画を増してきた。現在の面積は1万455平方メートル、1,699区画で、満杯の状態である。したがって、今回、新たに野田霊園を造成したもので、面積は878平方メートル、区画は105区画を新設する。各区の墓地についても、野田霊園と同様、既存の墓地の隣地に土地確保等の条件が

満たされれば検討する。ただし、管理面においては管理組合でお願いしたい。また、墓地の使用権利を確保いただくときには、1区画18万円の永代使用料をいただいている。したがって、各区の霊園維持管理における補助は考えていない。共同墓地については、今後、核家族化、また敷地の確保の難しさ等を考えると、納骨堂等も含めて検討していかなければならない問題であるとの答弁でありました。

以上、質疑・答弁の後、討論もなく、採決の結果、議案第15号は全員一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から、歳入歳出それぞれ1,792万5,000円を追加補正し、総額を37億223万円にする。歳入においては、国庫支出金の現年分が確定したことによる4,696万3,000円の減額、高額医療費として交付されている共同事業交付金3,730万1,000円と、一般会計からの繰入金1,953万6,000円の増額が主なものである。また、歳出においては、増加傾向にある保険給付費2,625万3,000円の増額が主なものであるとの説明でありました。

続いて質疑に移り、出産育児一時金が減額されているが、少子化傾向が瑞穂市においてもあらわれているのか。滞納繰越金及びそのうち徴収できた金額はいかほどか。また、徴収に際してどのような努力をしているか。国保における介護分のお金の流れはどのようになっているのか。出産育児一時金においては、歳出で減額になっているのに、一般会計から繰入金なぜ増額になっているのかとの質疑に対して、出産人数については、当初国保該当者を平成16年度より1ヵ月平均3人ほど多い11人、年間132人を見込んでいたが、現在16年度と同等の1ヵ月平均7人から8人ほどであるために、38人分の減額をした。しかし、市全体の子供の数はほぼ横ばいで推移している。

滞納繰越金は、平成16年度決算で約4億8,600万円、そのうち徴収できたのが4,600万円ほどである。また、徴収に際しては、平成16年度から徴収係員を1名配置して、納税相談、未納通知、電話催告等努力をしている。差し押さえ、抵当権の設定等に関しては、税務課徴収専門監の協力を得て行っている。その結果、平成15年度の徴収率90.96%から、16年度は92.79%まで上昇した。

介護分の徴収については、該当者に対して医療分と合算して納付書を発行しているので、分けて支払うことはできない。また、徴収した金額は国から介護納付金負担金として合わせて支払基金へ支払っている。出産育児一時金における繰入金については、平成17年度分のみで計算すると、歳出減に伴い繰入金も減額しなければならないのであるが、16年度の精算分820万円があるために、差し引き60万円の増額となっているとの説明でありました。

以上、質疑・答弁の後、討論もなく、採決の結果、議案第18号は全員一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第19号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から、医療費の財源については支払基金、国・県・市がそれぞれ応分の割合で賄っているが、支払基金からの交付金の一部 9,428万 2,000円を翌年度に精算交付するとの通知があったため、一般会計からの繰入金に財源を組み替えるものである。平成18年度において精算された折には市へ返還するとの説明がありました。

以上、説明があった後、質疑・討論もなく、採決の結果、議案第19号は全員一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第26号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部から、歳入歳出それぞれ34億 7,187万 4,000円と定めるものであり、平成17年度の当初予算に比べて9.02%、2億 8,716万 6,000円の増額になっている。前年度と比較して大きく変動しているのは、歳入においては国庫支出金の 9,424万 4,000円と、退職者医療分として交付される療養給付費交付金 1億 1,597万 5,000円の増額である。また、歳出においては、医療費等として支払われる保険給付費 3億 4,425万 1,000円の増額と、老人保健拠出金 5,550万 6,000円の減額である。当予算でも明らかなように、医療費の増高傾向が依然として続いており、早急な疾病予防対策が必要と考えたとの説明がありました。

続いて質疑に移り、平成18年度国保給付費の財源構成はどのようになっているか。一般国保・退職者国保・介護保険分とそれぞれ別々に分析した場合、収支のバランスはとれているのか。全市民に対して国保加入者の割合はどれほどか。保険税は平均1人当たり幾らで計算しているか。疾病予防費についてどのように執行する予定かとの質疑に対して、国保事業は三位一体改革及び医療制度改革に伴い、平成16年度、17年度、18年度と少しずつ構成が変わってきている。18年度は定率国庫負担金が34%、国の財政調整交付金が9%、県の財政調整交付金が7%、保険税は全予算の約40%と見込み、残りの10%が一般会計からの保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金等を基本に組み立てている。それぞれの収支については、介護保険分は今の税率で100%徴収しても赤字である。一般国保分に関しても、医療給付費が伸びる中、92%前後の収納率ではぎりぎりのところである。全体としては、退職者国保に頼っている感がある。平成18年度中には税の見直しをしなければならないと考えている。

国保加入者の割合は、全市民約4万 9,300人に対して31%に当たる1万 5,500人ほどである。税については、一般被保険者医療給付分において、1人当たり8万 9,557円を見込んでいる。疾病予防費については、国保税の約1%を組んでおり、保健センターの協力を得ながら、結核検診、家族調査、胃検診を中心に行っていきたいとの答弁がありました。

続いて討論に移り、委員長である私が討論に参加したい旨を告げ、副委員長に委員長の職務をかわっていただいた後、当議案に対して反対の討論を申し上げました。

全市民の約3分の1の方の健康を守っている国保事業は大変重要な特別会計である。このこ

とを考えると、平均1人当たり9万円弱の保険税は非常に高い。どうしてもやり繰りができないのであれば、一般会計から法定外の繰り入れもやむを得ないのではないかと考える。以上の観点から反対をいたしました。

この反対討論に対して賛成討論はなく、採決の結果、議案第26号は賛成多数で可決されました。

最後に議案第27号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算について、執行部から、歳入歳出それぞれ27億3,500万1,000円と定めるものであり、前年度当初予算比で0.87%、2,404万7,000円の減額となっている。歳出の99.7%は医療諸費であり、対象者は3,630人ほどを見込んでいるとの説明がありました。

続いて質疑に移り、国保の医療費が伸びているのに対して、当会計の予算は2,400万ほど減額になっているのはなぜか。老健該当者の医療費個人負担はいかほどかとの質疑に対して、当会計予算が減額となっているのは、17年度と比較して対象者が130人ほど減っているためである。老健の対象者は、現在、基本的には75歳以上であるが、平成14年9月までは70歳以上であった。70歳から75歳の方に関しては前期高齢者として、1年ごとに年齢を引き上げながら調整を行っている。

個人負担は、基本的には1割である。ただし、一定以上の所得がある方は2割負担となっている。該当者は全体の8%、約290人ほどであるとの答弁でありました。

以上、質疑・答弁の後、討論もなく、採決の結果、議案第27号は全員一致で原案どおり可決されました。

なお、付託された議案を審査した後、協議会に切りかえ、一般会計における当委員会関係箇所について執行部から説明を求め、老人福祉費、負担金補助及び交付金における敬老会助成金についてを総務常任委員会への報告事項という形で、議長に対して提出したことを申し添えておきます。

以上をもって、厚生常任委員会の報告といたします。平成18年3月24日、厚生常任委員会委員長 小寺 徹。

以上で委員長報告を終わります。

議長（土屋勝義君） これより議案第6号もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、議案第6号もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更について、反対の立場で討論をいたします。

この議案の提案理由として、「介護保険法の一部改正及び障害者自立支援法の施行等に伴い」とあります。私は、この障害者自立支援法に基本的に反対の立場ですので、関連のこの議案に反対を表明いたします。

昨日も一般質問で述べさせていただきましたが、この障害者自立支援法につきましては、新聞・テレビ等でも、障害者が自立するのを支援する法という名前でありながら、実態は反対のものであるという声が出ています。ここに先ほど行われました瑞穂市社会福祉協議会のバリアフリー推進講座を持たれました小森淳子氏の述べられた、これについての趣旨がありますので、皆様にぜひ御理解いただきたく、少し読み上げさせていただきます。

この方は、全国障害者問題研究会の方で、御本人自身、重度の言語障害と四肢の障害をお持ちの方です。この方が障害者自立支援法についてこのように述べられています。

昨年10月31日に障害者自立支援法が衆議院を通過し、障害者がヘルパーを頼んだ場合の負担が、応能負担（障害者の能力に応じた負担）から、応益負担（障害者が益・サービスを受ける度合いに応じる負担）になりました。能は能力、つまりこの場合の能は所得・収入のことで、益は受けるサービスのことで、形式的に平等にすると実質的に不平等になる例です。つまり、障害の重度の人ほど重い経済的負担になる法律です。例えば、今まで利用料が1ヵ月1万円だった人は、今後9万円になります。働けない重度障害者の障害年金は月8万円です。作業所に行くとも月8,000円もらえますが、ここへ行くのに利用料が2万円から3万円かかるようになります。一生懸命社会参加しようとしているのに、保育園児のようにお金を払わせるのでしょうか。障害者の尊厳をばかにしています。

障害者たちも、大人になれば自立してひとり暮らしをしたいと思うようになります。障害者はお金を払わないと人間らしく生きる権利もないのでしょうか。日本の障害者は、障害に生まれたことよりも、このような法律が安易に通ってしまうような日本に生まれたことの方がより不幸である。

このように当事者の小森さんがおっしゃっていました。ぜひ御理解をいただきたく、少し長くなりましたが述べさせていただきました。

このような立場に立ちまして、私は障害者自立支援法に反対の立場ですので、関連議案の第6号に反対討論をさせていただきました。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤由庸でございます。

議案第6号に賛成の立場で討論をいたします。

ただいま熊谷議員の方から、私は障害者自立支援法に反対の立場をとっておりますので、その関連議案に対しても反対をいたしますと。また、当該法につきましては、新聞でもいろいろと御意見があるというように発言がありました。

しかしながら、その法律が施行されたということに関連しての関係規約の変更ということではありますけれども、私の立場といたしましては、熊谷議員がそういったことは言いませんでしたけれども、悪法も法という立場から、この規約は当然行われるべきものというふうに考えます。

〔発言する者あり〕

1番（安藤由庸君） 今、議席から「苦しいな」という発言があったようですけれども、しかしながら、当該規約の変更することと障害者に対するサービスが低下をするというようなことは全く関係のないものであるということは明らかでありまして、熊谷議員のおっしゃるようなことはそもそも反対の理由に該当しないということも言えると思います。私といたしましては、先ほど途中で申し上げましたけれども、国の法で決まったものを執行していくということは地方自治体としては当然のことであろうというふうに考えておりますので、以上の立場から、当原案については賛成をいたします。以上であります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第6号もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第14号瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号瑞穂市墓地条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第15号瑞穂市墓地条例の一部を改正す

る条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第18号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告とおり可決されました。

これより議案第19号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第19号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第26号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 先ほどの委員長報告で、私は反対討論をしたという報告をしましたが、非常に簡潔に割愛をいたしましたので、詳しく反対の討論をしたいと思えます。

議案第26号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算に反対の討論をいたします。

私は、国保に加入されている住民の皆さんから、国保税が非常に高いと。何とかならんかという声をよく聞きます。きのうも議会を終わって、喫茶店で休憩し、コーヒーを飲んでおりましたら、隣で2人の老人の方が、国保が高い、納められん、どうしようというような話をされてみえました。ことしの予算を見ても、1人当たりの国保税は約9万円ということで見込んで計算をされているということから見て、非常に加入者に対する負担が高いということを言わざるを得ません。

私は、選挙のときも、こういう声を聞いて、選挙の公約で国保税は2万円の引き下げをするために、議会の中で皆さんの声を取り上げて頑張っていくという公約を掲げてきましたので、それを実現するまで、そのことを言い続けたいと思っております。

値下げはできないのかということでございますが、私の持論は、基金の活用や、基金は一定の財源確保は必要ですから、それを確保しながら、さらに足らん場合は一般会計からの繰り入れをしてでもやるべきだというのが持論であります。このことを主張すると、市長は一般会計からの繰り入れは、市民の約3分の1しか加入していない方たちに対して、国保に税を繰り入れるということは税の不公平になるということで、それはいかんという見解を持っておみえになります。しかし、ことしの予算案を見ましても、下水道のコミュニティ・プラント事業特別会計へ一般会計から繰入金2億1,300万円繰り入れております。これは、繰り入れなければ、

下水を引いてみえる人たちの下水道使用料が、要するに独立採算の原則でいけばばっと上がるということから、一般会計から繰り入れて下水道を安く維持管理をし、さらにまたこの加入者をふやしていこうという施策をとっておるわけですから、こういう観点からいっても、私は国保事業へ一般会計を繰り入れるということは税の不公平にはならないと考えております。

国保事業に加入されてみえる市民の皆さん、約3分の1の市民の皆さんの健康と命を守る大切な事業でありますので、市が市民の負担を軽減するために、ぜひ支援すべきだという立場で、この瑞穂市国民健康保険事業特別会計についての市民負担が高いという立場から反対をいたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤でございます。

賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま小寺議員からの反対の御意見を伺いました。大変傾聴に値する御意見だろうということではありますが、当厚生常任委員会といたしましては、当該議案につきまして慎重に審査した結果、そういった可決が妥当という判断をいたしましたので、その趣旨に沿って本会議でも決定されることを期待いたしまして、賛成の討論といたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第26号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第27号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第27号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号から日程第21 議案第33号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第12、議案第16号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第21、議案第33号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題とします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 広瀬時男君。

産業建設常任委員長（広瀬時男君） ただいま一括議題となりました10議案について、会議規則第39条の規定により産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設常任委員会は、3月14日午前9時半から巢南庁舎公室で開催しました。全委員が出席し、執行部から所管の部長、調整監、課長の出席を求め、各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

各議案ごとに要点を絞って報告します。

議案第16号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論なく、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第21号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）では、次のような質疑がありました。

下水道使用料現年度収入が 386万 7,000円の減額になっている。徴収率が悪化したものなの

か、その他の理由によるものなのかとの質疑に対し、理由の一つとして、合併後2年を経過してから下水道使用料を改定することになっていたが、見直しを半年間猶予したこと。二つ目の理由として、西小学校の下水道料金は上水道の使用水量を基準に算出したが、プールに使用する水も積算に含まれていたことが上げられるとの答弁がありました。また、現時点の徴収率に関しては、平成16年度分の未納者は2件で、金額で1万7,529円、徴収率は99.81%であると答弁がありました。

また、下水道費の工事請負費1,667万3,000円を減額した理由はとの質疑に対し、県が行う予定であった長護寺川の河川改修工事が施行されなかったことによるものの1件と、開発予定箇所の工事不施行によるものの1件、あとは工事請負契約差金によるものであるとの答弁がありました。

このような質疑の後、討論なく、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第22号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)については、使用料の減収及び見直しについての質疑がありました。答弁では、使用料については、基本料金として1ヵ月10立方メートル1,600円、基本水量を超えた分は1立方メートル当たり180円の超過料金とすることが合併協議で決定された。この金額は、接続率が85%になった場合、施設の維持管理費が賄える値段を逆算して、各特別会計共通の料金として、下水道事業の整備手法を問わず設定されたが、農業集落排水事業については合併後2年間は旧来の料金を適用することとされていた。減収の原因は、本来なら平成17年5月分から新料金をいただけるため、予算積算してあったが、料金改定の周知徹底期間として半年間、新料金の移行を見合わせたことによるものと、値上げによって1軒当たり1立方メートル、率にして2.5%ぐらい各家庭が使用水量を節約されたことによるものであると答弁がありました。

このような質疑の後、討論なく、全会一致で原案とおり可決しました。

議案第23号平成17年度瑞穂市下水道(コミュニティ・プラント)事業特別会計補正予算(第3号)については接続率についての質疑があり、2月末現在で29.5%であるとの答弁がありました。

また、接続率が低い、これを高める方策はとの質疑に対し、特定環境保全公共下水道は本人の意思にかかわらず3年以内に接続しなければならないとする法的な明文規定があるが、コミュニティ・プラントは地域住民の80%以上が事業開始のとき同意されているものの、接続はあくまで任意であり、強制することはできない。そこで、新年度に下水道関係の三つの特別会計で費用を拠出して加入促進用のPRパンフレットを作成し、地元で説明会を開催する予定であるとの答弁がありました。

このような質疑の後、討論なく、全会一致で原案とおり可決しました。

議案第24号平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)については、石綿管について

質疑があり、宝江地内の忠太橋付近と上牛牧地内の下犀川橋付近に 1,255メートル残っているとの答弁がありました。これらは、いずれも県道の改良工事にあわせて布設がえを行う予定であり、平成20年为目标とのことであります。

このような質疑の後、討論もなく、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第29号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計予算と、議案第30号平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第31号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算の3議案は、報告すべき質疑及び討論もなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第32号平成18年度瑞穂市水道事業会計予算については、みずほ公共サービス株式会社に出外ソーシングを考えている事務は何があるかとの質疑に対し、水道事務課の事務では、水道の受け付け、納付書・領収書の発送、電算入力、調定異動、督促、滞納整理、資材の管理、文書・伝票の管理、現地の開栓・閉栓、検針。水道施設課の事務では、排水設備の受け付けと検査、上水道工事の受け付けと検査、合併浄化槽の受け付けと検査、量水器の取りかえなどを計画している。これだけができれば、年間1万2,000時間ぐらい、職員約6人分となるが、これらの事務のうち、検査などは一定の資格が必要なため、すぐにアウトソーシングできるとは限らない。また、仮にこうした資格や技術を持った人材を採用できたとしても、事務を円滑に移行するためには最低でも半年間は現在のシステムと並行して進める必要があるとの答弁がありました。

このような質疑の後、討論なく、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第33号市道路線の認定及び廃止については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

産業建設常任委員会に付託された議案の審査の経過及び結果については以上のとおりですが、この後、議案第17号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）と議案第25号平成18年度瑞穂市一般会計予算を協議会で協議しました。両議案とも、産業建設常任委員会の所管部分について協議しましたが、特に意見は出ませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成18年3月24日、産業建設常任委員会委員長 広瀬時男。

議長（土屋勝義君） これより議案第16号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第16号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第21号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第22号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第23号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第24号平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第29号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第29号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第30号平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第30号平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第31号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第31号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第32号平成18年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行い

ます。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第32号平成18年度瑞穂市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第33号市道路線の認定及び廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第33号市道路線の認定及び廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時25分

再開 午後1時34分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第5号から日程第30 議案第25号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第22、議案第5号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更についてから、日程第30、議案第25号平成18年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 広瀬捨男君。

総務常任委員長（広瀬捨男君） 議長のお許しを得ましたので、ただいまより総務常任委員会へ付託をされました議案9件の審査の経過、並びに結果について順次報告をいたします。

まず、議案第5号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを御報告いたします。

本議案は、市町村合併により脱退する柳津町、笠原町、上石津町及び墨俣町を組合市町村から削り、組合議員構成を改めるものであります。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第7号本巣消防事務組合理約の変更についてであります。

本議案は、県の事務の権限移譲に伴う高圧ガス保安法等に係る事務の共同処理事務を改めるものであります。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第9号瑞穂市国民保護協議会条例の制定についてであります。

本議案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、市の国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、市条例の制定をするものでございます。

議案に対する質疑は、武力攻撃事態等、武力攻撃予測事態での国民を動員することは戦争の前倒しで、アメリカ合衆国への協力となるもので時期尚早ではないか。また、条例制定は、市としての危機管理、国の防衛上、また不測事態への対応を市町村での体制づくりが必要であるとの意見がございました。

以上のような質疑の後、討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第10号瑞穂市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてでございます。

本議案は、第9号議案と同様、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、瑞穂市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるため、市条例を制定するものであります。

議案に対し、議案9号と同様の質疑・討論の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第11号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます

本議案は、瑞穂市消防本部設立の準備のための職員採用に伴う条例改正でございます。

議案に対する質疑の中で、監査委員の事務部局の専任職員を置き、独立化すべきではないかとの意見には、現在の事務量から見た場合、現行体制で対応できるもので、今後も現行の体制で行きたい旨の説明がございました。

以上のような質疑・討論の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第12号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、消防本部開設準備嘱託員及び国民保護協議会委員の新設、並びに保育所、幼稚園及び学校嘱託医師等の報酬額の改定等をするものでございます。

議案に対する質疑はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、人事院勧告に準拠した瑞穂市職員の給与構造等について見直しを行い、本条例の改正及び関連する条例の字句等を改正するものであります。

議案に対する質疑の中で、給与のフラット化、枠外号給制度の廃止、査定昇給制度への切りかえなどにより、職員がやる気を落とすことになるのではないかと。また、部下から管理職を査定する幹部査定制度を取り入れるべきではないかなどの意見がありました。

以上のような質疑・討論の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から1,585万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ130億4,331万5,000円とするものであり、歳入歳出の差額を将来の市債償還財源確保のため、減債基金積立金に充当する予算であります。

今回の補正は、各事業の確定及び執行見込みによるものが主なものでございます。

歳入では、市税が1億3,041万2,000円、地方交付税が7,728万円、財産売払収入が4,811万3,000円の増額。一方、減額では、国庫支出金が1億101万6,000円、基金繰入金が1億1,700万円が計上されています。

歳出では、福祉医療扶助費が1,600万円、国保・老人保健特別会計への繰出金が1億1,381万8,000円、公債費が106万2,000円、減債基金への積立金が3億1,322万9,000円が計上されています。

繰越明許費では、(仮称)本田コミュニティーセンター建設事業の設計費の一部を計上し、債務負担行為では、(仮称)本田コミュニティーセンター用地購入を土地開発公社を介さずに購入することから、同公社に対する貸付金の債務保証限度額及び公共用地の取得費の限度額をそれぞれ減額されています。

地方債では、新堀川放水路整備事業を追加し、その他の事業債では、事業費の確定等に伴う補正が計上されております。

本案についての主な質疑は次のとおりです。

市営住宅使用料の徴収及び入居状況の質疑については、3世帯の家賃滞納があり、入居状況はほぼ満杯状態であるとの答弁がありました。

穂積駅バリアフリー化負担金の減額の質疑には、愛知万博で使われていたエレベーターを利用したもので、据えつけ費等の減額によるものとの答弁がありました。

住民の健康維持については、基本健診、大腸検診、胃検診などによる予防発見が重要であり、より充実した検診を実施してもらいたいとの意見がありました。

本田コミュニティーセンター用地購入の進捗状況の質疑には、来年度に用地購入を予定し、ほぼ計画どおりの見込みである旨の答弁がございました。

敬老会助成金では、議会の議決を尊重した執行をすべきであるとの意見がありました。

以上のような質疑・討論の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に議案第25号平成18年度瑞穂市一般会計予算については、歳入歳出それぞれ134億8,000万円とするものであります。

重点事業としては、子育て支援拠点整備事業、(仮称)本田コミュニティーセンター整備事業、給食センター整備事業、消防本部設置事業が計上されております。

歳出の主なものといたしまして、総務費では、コミュニティーバス運行費負担金、巢南庁舎空調施設改修工事、広報制作委託料。

民生費では、(仮称)本田コミュニティーセンター建設事業、障害者支援費事業、福祉医療費助成事業、子育て支援拠点整備費、児童扶養手当費・児童手当費等の扶助事業費、私立保育所運営費負担金、広域入所保育所運営費負担金、生活保護扶助費。

衛生費では、廃棄物収集・処分委託料、西濃環境整備組合負担金、合併処理浄化槽設置整備補助金。

農林水産業費では、土地改良施設維持管理事業、協定防除実施事業。

土木費では、市道新設改良・維持補修事業、犀川橋橋梁整備事業、新堀川放水路整備事業、アスベスト撤去・調査費用助成金、木造住宅耐震補強工事費・診断補助金、都市再生整備事業。

消費費では、消防事務委託及び組合負担金、自主防災組織の育成・補助事業、消防本部設置事業。

教育費では、生涯学習自主事業、小・中学校、幼稚園施設整備費、給食センター整備事業が計上されておりました。

歳入では、国の地方財政計画により利子割交付金、地方特例交付金が大幅に減額となっており、国の三位一体改革により国・県補助金負担割合の変更により、民生費等で負担増となっております。

歳入における不足は、公共施設整備基金の繰入金、臨時財政対策債等の市債により財源を賅う予算となっております。

審議に入る前に、厚生常任委員会の委員長より以下の報告がありました。

議案第25号の平成18年度瑞穂市一般会計予算の敬老会助成金について、敬老会事業は、各自治会事業として運営されていることから、自治会連合会を通じ、各自治会からの要望等を集約した助成金となるよう要望がございました。

主な質疑と答弁は次のとおりです。

調査研究費に対する質疑については、市全体の新たな事業に対する研究費である旨の答弁がありました。

敬老会助成金に対する質疑では、各自治会の対象者1人当たり350円、1団体当たり1万5,000円、参加者1人当たり1,000円で、1団体及び参加者1人当たりの単価を見直したこと。また、実施方法については、自治会においてもある程度の理解を得ている旨の答弁がございました。

障害者自立支援事業に対する質疑では、応益から応能への移行から障害者の負担増となり、市として支援対策が必要であるとの意見がありました。

本田コミュニティーセンター整備に対する質疑では、自治会、PTA、子ども会、老人クラブ、区長等の地域代表者で構成する建設委員会を設け、地域の意見・要望を取り入れたコンセプトで整備を進めている旨の答弁がございました。

商工会補助金に対する質疑では、穂積町と巣南町の商工会が7月ごろ合併に向けて協議会を設置されていることから、合併を条件として補助金を交付する旨の答弁がありました。

給食センター建設に対する質疑では、プロポーザル形式により厨房施設を決定した後、建物設計に入り、19年6月ごろに完成後、2学期に供用開始の予定で進めていること。また、建物

位置、搬入路等について、地元住民の要望を取り入れた整備を行うとの答弁がありました。

焼却炉に対する質疑では、整備後10年近く経過し、老朽化が著しく、修繕費がかさんできており、粗大ごみ処理は現在模索中であるが、今後2から3年のめどで結論が出るのではないかととの答弁がございました。

アスベスト撤去費用助成金についての質疑では、撤去費用助成金が一般住宅で1件30万円の10件、共同住宅では1件100万円の2件分を、調査費用助成金は、1件2万円の20件分の予算を計上しているとの答弁がありました。

下水道の調査委託についての質疑では、コミュニティ・プラントの総括を行ってから委託すべきだとの意見がございました。

駅周辺対策事業に対する質疑では、JR穂積駅北側道路整備について、早急な渋滞解消対策が必要であるとの意見がありました。

以上のような質疑・討論の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務常任委員会の審査の内容とその結果について報告をいたしました。平成18年3月24日、総務常任委員会委員長 広瀬捨男。

議長（土屋勝義君） これより議案第5号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第5号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第7号本巣消防事務組合理約の変更についての委員長報告に対する質疑を行い

ます。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第7号本巢消防事務組合規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第9号瑞穂市国民保護協議会条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、本議案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

この瑞穂市国民保護協議会条例の制定については、その根拠法は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、すなわち国民保護法であります。この法律は、04年の6月に成立をいたしております。全文195条に及びますけれども、いわゆる日本有事の際に、地方自治体や指定公共機関などに住民の避難計画や救援、復旧などの国民保護計画を策定することを義務づけるもので、この計画には住民の避難計画だけでなく、社会秩序の維持、輸送・通

信、国民生活の安定などが含まれております。

国民保護協議会条例は、自衛隊幹部なども参加をする国民保護協議会を自治体に設置するための条例であります。それはもちろん県の協議会もありますから、ここの協議会で国民保護法が自治体に義務づけている国民保護計画の策定作業が進められるということでもあります。

その後の10号議案に関連しますけれども、それもあわせて申し上げておきますと、国民保護対策本部条例については、有事、すなわち武力攻撃事態等の際に国民保護を実施に移すための対策本部を地方自治体に設置させるものであります。これは関連しておりますので、今一応説明を一緒にさせていただきましたけれども、いずれにいたしましてもこの法律自体が03年の6月に成立した武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、いわゆる武力攻撃事態法を具体化したものでございます。

この武力攻撃事態法にせよ、国民保護法にせよ、内容は非常に有事法制として勉強しなければ、なかなかよくわからないものでありますけれども、結論的に申し上げれば、武力攻撃事態法はアメリカの先制攻撃戦略に従って日本が武力攻撃を受ける前から、自衛隊や日本国民、地方自治体を動員する仕組みをつくっているわけでありまして、国民保護法もアメリカ軍、自衛隊が軍事活動を自由に行うために、各自治体において国民の保護に関する計画策定を義務づけることを通じて、実際には平時の有事化、あるいは訓練などを通じて戦争遂行を可能にする国民や自治体をつくり上げていくということが基本的なねらいではなからうかというふうに思っております。

結局は、国民保護の名のもとに、国民を統制管理、動員する法律でありまして、周辺事態法にはなかった懲役刑や罰金が具体的に規定をされております。

そこで、私が特に強く思いますのは、第2次世界大戦における沖縄戦の教訓、あまりよくわからないんですけれども、軍隊と国民保護との関係がどういうものであるか、このことを考えるについて、非常に歴史的な教訓になるのではないかというふうに思います。アメリカ軍が沖縄に上陸してきたときに、日本軍は何をやったか。日本軍は、国民を守るための銃を沖縄県民に向けちゃったんですね。国民を守ったんじゃない。国民をその銃で撃ち殺す、これが国民保護の軍隊かということだと思っんです。それは、私どもはそういう話を聞いてしか知りませんけれども、目に焼きついている光景が一つあります。それは何かというと、ベトナム戦争のときに、アメリカが南ベトナムから逃げ出すときに、テレビに大きく映し出されました。それは、アメリカ軍がわあっと逃げるときに、いっぱい市民が来た。あるいは船に乗り込んだ。もうけ落として、け落として、け落として、軍隊が先に逃げてしまう。こういう状況が、まだ中学生ごろだったかと思っんですけれども、目に焼きついておるんですね、そのことが。

だから、本当に軍隊と国民保護との関係というものは、そんなに国民の基本的権利を守るといふようなことがこの条文の中にも書かれておりますけれども、実際はなかなか有事の際には、

軍隊というものは国民に対してそういう形で向かい合えるのだろうかということが歴史的な教訓ではないかと思えます。

実際問題、沖縄の県議会でも、屋嘉部文化環境部長はこのように答弁をしております。沖縄戦の経験をかんがみると、有事の事態に国民・県民を保護するというのはいかに困難であるか、沖縄県民は歴史的な体験として知っており、語り継がれていると、こういうふうに答弁をされているのであります。

今、先ほど申し上げましたとおり、歴史の教訓というものは、戦争における国民保護は軍事作戦を思いのままに行うための方便にすぎなかった。戦争のとき、軍隊は市民を守らない、国民を守らない、保護しないということではなかろうかというふうに思うわけであります。

そういった歴史的な経緯を踏まえて考えるならば、日本国のとるべき態度は、有事になったらどうするかということではないと思えます。有事にならないためにどうするか、それが日本の役割だと思えます。というのは、第2次世界大戦の教訓も、結局は武器で祖国や家族は守れたでしょうか。軍隊で我が祖国を守れたでしょうか。守れていないんです。つまり、軍隊で祖国や家族は守れなかったというのが第2次世界大戦の歴史的な総括であり、その中から日本国憲法第9条が生まれたわけであります。

この本会議場で、日本国憲法を以前にも全文朗読させていただいた記憶がございます。改めて今もう一度申し上げますと、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。2項、前項の目的を達するため、陸・海・空軍、その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」、こういうことであります。

私は、世界の中で最もすばらしい憲法第9条、この憲法第9条を今こそ世界に広めることが、日本の歴史的な役割であるというふうに考えております。

自分の言うとおりにならない国には先制核攻撃をしてでも従わせるというアメリカこそ、世界の中で一番野蛮な国であります。このアメリカをいかに孤立化させるか、そのことの方が世界平和のために貢献することになるというのが私の見解であります。

よって、アメリカに追随をして、アメリカの戦争のために自衛隊を引っ張り込まれ、国民を引っ張り込まれて、結局、日本国民がばかを見るというような有事法制には断固として反対ということを表明しながら、反対討論にかえさせていただきたいと思えます。

なお、10号議案、12号議案も関連をいたしますので、反対をいたします。ただ、討論は省略をさせていただきますので、申し添えておきたいと思えます。以上であります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 7番 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 議席番号7番 浅野でございます。

今、西岡議員の方からいろいろと第2次世界大戦のことまで出てきましたので、一緒に話させていただきますが、いわゆる第2次世界大戦が終わりましたときに、東京軍事裁判が開かれまして、その弁護団長 鶴澤總明並びに清瀬一郎という法律の専門家が対応しましたんですけど、そのときに一番弁護に困ったのは、いわゆる自国の国民を守るという法律がなかったということです。それともう一つ、あの極東軍事裁判で連合国の中でただ一國、インドのパル判事は、戦勝国が敗戦国を裁くということは国際法違反だというようなことも、たしか記事に載っておりますし、その論文は東京大学出版局から本になって出ていると思うんですけど、詳しくお知りになりたい方は、東京大学出版局の方からパル判事の理論がたしか出ていると思いますので、そういうことから考えましても、やっぱり起きる前に備えをしておく、起きてからでは間に合わないというふうに私は思いますし、9月11日のニューヨークの世界貿易ビルですが、あれもテロ攻撃を受けたと。あのときでも、まさかというところで起きているわけですね。だから、今度逆にまさか原子力発電所は攻撃されないだろうとか、いろいろとまさかを考えたら、ある程度非常事態のことは考えておかなきゃならないことだと思いますので、私はこの議案に賛成いたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、議案第9号瑞穂市国民保護協議会条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

大筋は、先ほど反対討論に立たれました西岡議員と一緒にですが、なおつけ加えたい点が幾つかございます。

総務常任委員会でのこの質疑・討論・採決も傍聴いたしました。そこでの賛成討論によりますと、今出ました賛成討論とほぼ同じ。テロ攻撃に対して、不測の事態が起きる。それからテロも戦争も起きてからでは間に合わないという討論がありました。しかし、5年前でしょうか、9・11のテロにつきましては、起きた後にマスコミ関係をよく聞いたり読んだりしてみますと、そもそもなぜテロが起きたか。あれは、私の今記憶している限りでは、そもそも米ソの冷戦体制の中で、ソビエトがアフガニスタンへ侵攻しました。これに対してアメリカが、ビン・ラディンを含む対ソ戦の支援をしたわけです。その後でビン・ラディンは、アメリカに裏切られます。その恨みでテロに走ったという報道がされています。ですから、テロに関して申し上げたいことは、テロは確かにいきなり起きるんですけども、起きる背景があるわけです、戦争も一緒ですが。やはり起きないように努力をすることが必要ではないでしょうか。これが1点です。

いまひとつは、戦争もやられたらやり返せとか、起きてからでは間に合わないという議論がありますが、戦争もいきなり起きるものではありません。また、現代では起きる前にやる、先制攻撃になっております。たしかこの3月でイラク攻撃から丸3年たちました。アメリカがイラク攻撃を国会で議決するときに、反対したのは女性議員1人だけでした。あのころは、70%以上のブッシュ大統領の支持率があったと思いますが、3年後のイラクの泥沼化を見て、現在では3分の1に支持率は落ちております。

また、アメリカがイラクを攻撃するときに、テロに関与していたという口実がありました、これは実際は情報操作であったということが現在では明らかになっております。また、直接の理由として、イラクに大量兵器があったということも言われましたが、これはありませんでした。大義なき戦争でした。こういう状況の中で、先制攻撃をしたわけです。

きょう、この瑞穂市議会に上程されております議案は、基本は日米安保条約だと思っております、ますます日米安保条約の強化につながるということですが、日本のとるべき道は、ますますアメリカと緊密に一体化することではなく、世界とつながることではないでしょうか。特にヨーロッパ、ヨーロッパとアメリカは随分テロ、イラク攻撃の後、冷え込んでおりますが、ヨーロッパとも手を結び、それ以上にまずアジアと手を結ぶということが必要だと思っております。

こういう法律、条例などが強まっていきますと、アジアやヨーロッパと、つまりアメリカ以外の世界と手をつなぐということがますます難しくなり、結果として日本がますます危険にさらされていくという事態になっていくと思っております。

私は、4月の初めにちょうど60歳になりますが、私が生まれたのは昭和21年4月、戦争が終わった後でした。日本が戦争の影を色濃く受けている中で育ちました。その大人たちの影を、今でもさまざまな日常生活の中で覚えております。その影をさらに濃くすることのないように、今が戦後ではなく、戦前である事態としないためにも、私はこの議案に反対といたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤由庸でございます。

賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、2名の議員の方から反対ということで討論がございました。お二方の御意見の中に、私もそのとおりだと思ふ部分はあります。しかしながら、一国の独立を守ると、そういった言葉を果たして地方議会で言うべきかどうかというのはまた別の話でしょうけれども、一国の独立を守るということに対して必要な法整備がなされて、それを実行していくために必要な条例として今回提出されてきたものだというふうに考えております。

反対をされた方の意見の中に、外国との関係を親密にして、そして戦争にならないようにしていくことが大切であるという御意見がありました。それからまた、西岡議員におかれましては、憲法9条の精神から考えても、この条例の制定はおかしい、また国の制定した法律はおかしいということでありました。しかしながら、これまで長い間、そういった戦時下における国内法制が整備されてこなかったということは、国の内外から、またいわゆる一部そういった懸念を抱く方から意見が出されておりました。そういった意味で、今、そういった国内における有事の際の対応のための法整備がなされてきたということは、これは必要上仕方のないことだというふうに考えております。

そういった意味から、今回提出されましたこの議案、これは可決をすべきだというふうに考えております。

よくと申しますが、私が多分これはこの事態の一つの例とし挙げていいんだらうというふうに考えておりますのが、ヨーロッパの山の中にありますスイスですね。あそこは永世中立ということで、いずれの軍事同盟も結ばず、独立をやってきた。これは日本語に訳した本ですが、「民間防衛」という本を、これはスイス連邦政府が各家庭に1冊ずつ無償で配付したというふうに聞いておりますが、こういった形で国民が国を守るという精神を表明して、その独立を守るといことでしております。多分、かの国の法整備という法律で物を研究しておりませんので私はわかりませんが、多分同じような戦時下における国民の対応、国の対応、そういったものが連邦政府の定めた法の中でされているというふうに考えております。

また、話がちょっと前後しますけれども、外国との関係を築いていくということで、いろんな手段を講じていくということは大事であります。それがもし決裂した場合、国内においてその決裂した場合の体制が整っていなければ、結果的には何の対策もないまま戦争状態に陥るといことも考えられるわけです。また、戦争というものは、私が聞く限りにおきましては、最後の政治的手段といことで言われております。その最後の政治的手段を選ぶために、国内において何ら法整備、制度整備がなされていない状態で、最後の政治的手段を選ぶといことはできないであろうというふうに考えます。

そういったところから、今回この条例の制定は、その最終段階における対応策として必要な条例の制定だといいうふうに考えておりますので、同議案に賛成をいたします。

以上、賛成の討論といたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

ただいま議論されております瑞穂市国民保護協議会条例の制定について、反対の立場で討論

を行います。

この条例が出された根拠法として、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これに反対という立場で、その立場は西岡議員と同じ趣旨でございます。

私は、この協議会の性格について総括質問でも質問をいたしました。特に2点の問題で問題があるということで、反対の立場を表明いたします。

一つは、この協議会の委員の選定について、これは既に法律で選定委員も指定され、それには自衛官も入ってくるというようなことが書かれてるようでございます。そういう点で、国民の意思、総意で国民を守るという協議ができる条件がないということが言えると。最低でも公募の委員を設けるということが必要ではないかと考えております。

さらに、この協議会で決められた計画等について、議会で審議をし、本当に市民の合意のもとでの計画かどうかということの審議もできなく、ここで決まったことがそのとおりにやられるということでありますので、住民が主人公となった計画ということにならないと考えます。

そういう点で、2点の立場で反対を表明いたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第9号瑞穂市国民保護協議会条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号瑞穂市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第10号瑞穂市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第11号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 本議案は、消防職員の採用が主なものでございますけれども、改正案の中に監査委員の事務部局（5）というのがございますが、これは皆さん御存じのとおり議会事務局と兼務になってございます。これは全協の席でもほかの議員から発言もございましたけれども、やはり議会事務局は議会事務局だと思うんですね。監査機関というのはやはり独立した機関だと思います。とするならば、やはりこの監査部局につきましても、定数を何人にするかの問題はあるにいたしましても、独立機関として職員を配置すべきではないかというふうに考えております。それが筋だというふうに思いますので、改正案の中に監査委員の事務部局が（5）と入っております関係で、反対ということでございます。以上であります。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 2番、翔の会所属、篠田 徹でございます。

賛成の立場で討論させていただきます。

瑞穂市の消防力を高める、これは瑞穂市の安全・安心を考えたときに、ぜひとも進めなければならない必要なことだと思います。よって、この条例改正を賛成するものでございます。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第11号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第12号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第13号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長

報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

議案第13号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

今回の改正の主な点は、行政職給料表、現行の8級制を6級制に変える。それから給料を平均4.8%下げる。さらに現行の号給を四つに分割するのが主な内容だと思います。

私は、反対の理由は、職員の給料を4.8%下げるということと、さらに一番の問題は、号給を四つに分断する。その分断をすることによって職員の賃金を差別・分断をしやすくすることになると思います。それは、勤務評定を行い、その勤務評定の評価が即昇給の号給に反映するという仕組みになるからでございます。勤務評定は、現在AからEまで行われます。Aは成績が極めてよい、Bは非常によい、Cがよい、Dが悪い、Eが非常に悪いという5ランクに評価をされ、その評価によって昇給の号給が規定されます。極めて良いというAに評価された方は1年で8号給上がる。Cという良いで評価された方は4号、普通の今までの1号上がる。それから非常に悪いと評価された方はゼロということで、非常に悪い方と極めて良い方は現行の2号差がつくということでございます。

そういう点で、この制度になりますと、勤務成績が職員の給与に直結し、差別が出てくるといえると思います。このような状況になったときに、職員が本来の職務、全体の住民に奉仕するという立場で仕事ができるかどうかというのが大変重要な問題だと思います。

私は、職員は窓口で住民の皆さんにサービスし、効率よく仕事を行うこと。さらには、職員が住民のためにいい施策を立案し、提案していく、そういうような大きな任務があると思いますが、そういうことを本当に住民の立場に立ってやれるのか、職制や市長の方を向いた姿勢になるか、これが分かれてくると思います。そういう点では、いい成績を評価してもらうために、職制、市長の方のお伺いを立てる方向に向いてしまう懸念が、これを実施されると出てくるのではないかとことを思いまして、こういう制度導入には反対の表明をいたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 3番、翔の会、若園五郎です。

賛成の立場で討論させていただきます。

いろいろと公務員も安定した職場というよりも、今度、会社みたいな形で、能力給によって、極めて良好ですと8号給、もし良好でないのであれば昇給なしということで、非常に勤務評定の裁定は部長、あるいは課長がやられるわけですが、職務に意欲のある方はどんどん8号給上がり、それなりに適材適所の配置によって頑張ってもらえればと思います。今までの新制度の段階的な実施においては、経過措置として8級から6級に変わるわけですが、今いただいている給料については経過措置として差額は保障されるということですので、この給与改正を全職員がよく理解して、しっかり頑張ってもらって、8号給がもらえるように職務に専念されればよろしいと思います。

以上で、賛成の討論とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第13号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、総務委員長にお尋ねをいたしたいと思います。

総務委員長の報告の中で、すばらしい総務委員会だなあと私は感銘を受けました。それはどこかといいますと、老人福祉費の審議のところで質疑をされました。議会の議決を尊重すべきであるという強い意見があったと。やはり賢明な判断をされる議員の皆さんが総務委員会では

そろっており、すばらしいあと感銘を受けたわけではありますが、その意見が出たということは、私はすばらしいと同時に、中身についてどういう審査をされて、どういう執行部からの答弁を聞かれたのか、その内容について御答弁をお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 総務常任委員長 広瀬捨男君。

総務常任委員長（広瀬捨男君） 山田議員の質問に対してお答えをいたします。

委員会の中でいろいろあって、執行部の答弁と言われたですか、今。そうですね。そのときには、具体的には敬老会のことを言っていると思いますが、そのときには、執行部の方は先ほど言いましたが、一応自治会対象者1人当たり350円、1団体当たり1万5,000円、参加者1人当たり1,000円ということだったと記憶しております。それでよろしいでしょうか。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 私の質問といいますか、総務委員長に対して、総務委員会の大事な部分、いわゆる議会の議決を執行部は尊重すべきだと。まさしくすばらしい議論を交わされたあと。その中身がどこであったのかと。執行部はどういう答弁のもとにそういう意見が出されたのかということをお聞きしたいわけでありまして、ただ総務委員長とちょっと思いが違っておりますけれども、それは可といたしまして、私は次はお尋ねいたしません、終始一貫、議会の議決ということはいかに大事であるか、いかに尊重して執行部は執行せねばならないのか。監査においても、議会の議決に沿う形でしっかり執行をされておるかどうかが、監査がされるわけです。大事なところなんです。この議案は、そういう意見が出るということは、議会の議決に沿う形で執行されていないところがあるからそういう意見が出たのだと私は思うんですよ。そこが大事なんです、そこが。

そういう議案を提示された限りは、賢明な議員諸公は満場一致で否決すべきだ。議会の権威にかけて否決すべきであると私は思います。

そういう意見を添えまして、質疑を終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 私は、一刻たりとも議員の使命は怠ってはならないと、そういう使命感に燃えております。断じて議会の権能を低めるような議会活動であってはならないという使命感にも燃えております。そういう意味から判断して、この議案書につきましては、議会の議決に沿う形で執行をされていない部分が含まれておりますので、全員の御賛同のもとに否決をしていただきますように、よろしく願いをいたしまして、反対意見といたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第17号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第25号平成18年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 平成18年度の瑞穂市一般会計予算書と、こういう18年度の事業を運営するという重大な予算書であります。

この中において、私は総括的にはいろいろな事業、瑞穂市を活性化のための、住みよいまちづくりのための議案の中身が網羅されておるということは、予算書を見ればわかっておりますので、賛成をして、何も意見は言わないつもりであります。しかし議会の議決を尊重しない議案書の中身が一部あると。先ほど補正予算のところでも申し上げました。議会の議決に沿って執行されていない。また、執行されていない議案書がまた出される。ということは、42ページの老人福祉費のところでは敬老会助成金 585万。これまだ昨年、まだ記憶に新しい一般予算、増額修正して全会一致で可決した。1,000万の執行を最低やってほしい。それでも、市挙げて敬老のお祝いはやらないかん。過去やってきたんですよ。私、いつも言っているように、暦に旗日になっているんじゃないですか。学校も休み、会社も休み。行政官庁はみんな休みでしょう。休みということはどういうことか。先人の方々の御労苦に対して感謝の意をあらわし、市

挙げて感謝を申し上げてお祝いする、これが基本ですよ。基本は、各自治体でいろいろ趣向を凝らしてやってくださいという、これも一つの方法です。やはり地域みずからいろんなことを工夫して、地域の老人の方々に感謝の気持ちを物理的だけではなくて、心からいたわっていく。これはすばらしい、市長の考えの一助だということは私は思っているんですよ。心だけで運営ができるものでしょうか。心とお金と物と相乗効果によって本当の感謝の活動ができるんです。催しができるんです。

そのために、各自治会においてもいろいろ意見考察があった。いい意見も悪い意見も、気持ちの薄い自治会、心温かい自治会、いろいろあったんですよ。しかし、試運転としてやられたことについては、私はあえて反対いたしません。しかし、少なくとも住民の皆さんからの意見を掌握された結果、1人頭対象者に対して3,000円ぐらい補助してほしい。計1,000万増額で予算書を可決したんですよ。議会の議決に沿って、最大限尊重して執行すべきである。両輪がかみ合って、瑞穂市民の幸せにつながるんじゃないでしょうか。その財源は税でしょう。税をいかにして瑞穂市の格差のない地域発展、住みよい環境の中で健やかな生活ができる環境を築くために、議会と執行部が両輪のごとくしっかりやりなさいとって市民から信託を受けているんじゃないでしょうか。

その使命から、一度たりとも怠ってはならない大事な先人たちの、先輩方々の感謝の一日が、なぜ議会の議決に沿って執行されないのか。これこそ議会軽視以外に何物でもない。

山田という者は何でも市長に反対しておる。反対していませんよ。市長の頭脳は、近隣にないまれに見るすばらしい能力のある方だと私は感謝しております。

議長（土屋勝義君） 山田君に申し上げます。

ただいま委員長に対しての質疑ですが、質疑になっておりません。

20番（山田隆義君） ちょっと待ちなさい。

議長（土屋勝義君） それで質疑でよろしいか。その点について確認した上で発言願いますが、委員長に対しての質疑ということで今発言を許しましたが、どうですか。

20番（山田隆義君） わかった。わかるとるがや。だれのための議会だ。

とにかく議長が、どこの議会の使命を果たされておるか、私は危惧をいたしておりますが、私はそういう使命感で意見を申し上げておるということ。委員長に対して、どういう、審議とちょっと離れておれへんかと。おまえの独善の報告を聞いておるんじゃないと。この話ほど大事な話なんですよ、皆さん。大事じゃない話なら、皆さんに聞いていってください、うちへ帰って市民の皆さん、応援者に。私の言っていることがずさんで、自分の弁舌以外に何物でもない。あんな山田みたいなるくなやつじゃないと、どんどん振れてください。振れていただいても結構です。いつでも応戦しますから。だから、今現在でも市長の能力はすばらしい人だと思っっているんですから、その能力を、ぬくもりのある心になっていただいて、謙虚に市民の意見

を聞き、それを十二分に反映されるような行動が示されれば、私はみんな賛成です。反対はいたしません。そういう気持ちになって、意見を強く述べておるのでありますから、ひとつしかりと執行部、心に受けとめていただきまして、今後やっていただきたい。以上であります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 何回言っても一緒だという声も飛んでおりますけれども、また何回でも言わなければいけない。どうしても先ほども言っておりますけれども、下水道の問題については言っておかなきゃいけない。

新年度の予算の中で、下水道事業検討の委託料が1,000万計上されておりますけれども、何回も言っておりますが、やはりコミプラの自己批判的な総括が先であります。これはもう大失政であります。市長の公約違反であります。つまり、政治責任が問われる問題であります。そのことが問われなくて、そのまま基本構想を議会の皆さんの議決によって通させていただいた。ですから、もう私はこれをやるだけという形ですり抜けていく。これでは、全くもってみずからが責任を持って行ってきた施策に対する総括というものが全くないということになるのかと思います。

過去のことだからと、これから将来に向かってという話もありますけれども、やはり過去を振り返るといことは大事なんです。過去の道筋がどこからどういうふうに来ておるか、わかって初めて、これから先、その道をどう修正していくかということになるんです。過去と現在と未来を切り離して語ることはできないと思います。

そういう意味において、私はコミプラの問題についてしっかり総括をする。つまり、構想の中でも政策評価の問題が出ております。本当に政策評価をやる気持ちがあるならば、コミプラをやった結果、12カ所、7カ所、1カ所やった。その結果、どうであったかということに対する政策の自己評価というものがなされなければいけないんです。それを別の言葉で言えば総括ということにもなるのかと思います。ですから、そういうことが全くなされないということ自体が問題です。やはり文書化をして、きちっと出す責任があるというふうに思います。それが先であります。

敬老会の問題については、山田議員が非常にこだわっておりますけれども、私は議会で議決をしたということについて、執行部はそれを執行していただきたい。決めたことを下げるのは自分たちの裁量だということは、やはり議会の議決に対する挑戦であるというふうに思っております。ですから、きちっと議会で決めたことについては、まずそれをやっていただいて、それからまたその結果どうであったかという総括を踏まえて考えるということであるならば、それはいいと思いますけれども、これも一方的に自分で決めて自分で執行しておるというのが実情であろうかと思えます。

あとは障害者自立支援法の施行に伴って、市として具体的にその補助等についてどうするかということについては、非常にその施策が弱いというふうに言わざるを得ません。

あとはいろいろありますけれども、一番大きいのは、繰り返しますが、下水道の問題であります。

簡単でございますけれども、反対討論にかえたいと思えます。以上であります。

議長（土屋勝義君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 9番 桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） 9番 桜木ゆう子でございます。

何か最近、私もインターネットを引きまして、いろいろと私のことも書いていただいている方が見えますので、ちょっとなごみを入れたいと思ひまして、なごみの桜木ゆう子でございます。

私は、先ほどからこの議案に対しまして、山田議員の全く反対意見なんでございますけれども、敬老会について申し上げますと、私いつもいろんな老人の方とお話する機会がございまして、どうなんだということをお聞きしますと、それは確かにくれるものなら欲しいという声はありますけれども、今非常に老人を大切にという風潮になってから、介護保険もありますし、うちの母親なんかも、家もあって、子供もたくさんいるのに、冷暖房の効いた、朝・昼・晩と食事つきの大変すばらしいところに低価格で住まわせていただいております。本当に毎日感謝で、ありがたい、ありがたいと言っております。そしてまた、ホームヘルパーさんなどの手助けもありまして、大変老人社会にとりましては住みやすい世の中になってきていると思うんですね。昔は、痴呆の方でも家で見たり、かぎをかけて閉じ込めたりして、そういう方が多かったんですが、今は本当に天国だなあと。私が老人になったときに、一人ですから、本当にどんな社会が来るのかなあと。今のような社会が続くのかなあと。続けばいいなあと。思っておりますが、敬老会というそのものも、今は本当に変わってきていると思うんですね、世の中が。ですから、私はくれれば何でもいいから多い方がいいというのではなくて、今ここで切ることによって、自治会の方で、行政からのお仕着せでやりなさいということではなく、これだ

けの料金があるからこれだけのことをやりなさいという、ただそういうお仕着せでやるのではなく、少しはそういったお祝いということで戻しますけれども、地域の皆さんがお年寄りを大切にしましょうと、もう一度考え直しましょうという気持ちを持ってもらいたいと私は思うわけですね。

けさのニュースでも、80歳の老人がお嫁さんを殺そうと思っておったと。これだけ、同じ家の中にも意思の疎通がない、非常に老人にとりまして何が大切であるか。ただ敬老会で呼んでもらって、そこで食べてということよりも、やはり家族が心を一つにして話し合える、そして私は「老人」の口は「朗」と、自分が老人になったときには明るい「朗人」になりたいと思っているんですね。

何年か前にも大垣フォーラムホテルの井上社長が、今は会長でけれども言うておりました、ラジオに出演しておりました。もう「老人」という言葉をなくしてほしいと。老人という言葉で老人扱いをしないでほしいと。そして、老人に手厚く介護しないでくれと。そういうことを、あの方が老人になって、敬老の日のときにたまたまラジオに出演しておりました、私、その言葉を聞いたときに、なるほどなあ。やっぱり決めつける、老人だから、弱いからと決めつけるということが、ますます老いていくんだなあ。

だから、そういう意味で、地域でお祝いするということに関しては、そこの中で考えていく。そして、今我々の年代が親を見る時期ですから、もっと家庭で老人を大切に、親を大切にというようなことを学ぶためにも、私はこのことから議会人としても、やはりそういう運動をしていけたらなあ、そういうふうに思っております。

ですから、本案には賛成でございます。どうぞ皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。以上、賛成討論をさせていただきました。

議長（土屋勝義君） 原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 私は、賛成討論がなければ黙っておったつもりです。黙って賛成多数で通れば、私は何も言いません。と申し上げますのは、議会の議決に沿ってしっかりやってください。やらなきゃならんのですよ。それが僕は気に入らない。

それは皆さんに責任があるんですよ。あっても、それを遵守して、私の言うことを遵守して、この18年度の一般予算を否決してしまったら、大事な予算も随分組まれておるんですよ。市民生活に重大な影響も及ぼしてくる。そういうことをしてはあきません。だから、賛成討論がなければ、私は黙っておるつもりだった。

賛成討論をされれば、増額修正をして、昨年、議会で通したんでしょう。それに対して執行してないから、私は問題を提起しているんですよ。それに対して容認してしまう。1,000万ま

で、1,000万に近づいておればいいですよ。どういう理由があろうとも、議会の議決を尊重すべきじゃありませんか。それを尊重せずに執行しているんですよ。また今度の一般予算も、自分が執行した金額で、また予算を立てて585万、予算を執行するために予算書を出しているんですよ。だから、そういう市民の声を聞かない姿勢が僕は問題だと言っているんですよ。だれのための市政ですか。市民のための市政でしょう。執行部も議会も、まさしく市民にこたえなきゃならない。それが問われているんですよ。だから、僕は何も静かにいすに座って、立たずに黙っておくつもりでおったんですけど、賛成討論が出れば、どういうお考えで賛成されるか、私はよくわからん。

自分が去年、増額、この福祉予算に対して助成金を出して、きちっと1,000万認めておいて、それを執行されて、また執行されてなくても、1,000万、今度執行部の方からみずから計上されておれば、私は何も言わんつもりだった。みんな心でおさめておくつもりでおった。難なく、自分の思いどおりに予算書を計上されておる。この姿勢が問われておるんですよ。

だから、あえて賛成討論をされたので、反対討論をさせていただいたわけでありまして。どうぞよろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小川勝範君。

10番（小川勝範君） 議席番号10番でございます。

私は一言だけ述べて、賛成をいたします。

まず敬老会は金と物ではございません。心で守っていただきたいという老人の気持ちでございますので、原案に皆様方賛成をいただきたいと思っております。よろしく。

議長（土屋勝義君） 次に原案に反対の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、議案第25号平成18年度瑞穂市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

私は、もともとの体質からいくと、行け行けドンドンの人間でして、反対するのはとてもくたびれます。しかし、ここでやっぱり一言述べざるを得ません。

今まで反対の方の御意見はもっともながら、私がつけ加えさせていただきますのは民生費です。今までの議場の中で、既に瑞穂市の民生費、扶助費が他の類似団体に比べて3分の2ではないということを指摘しています。これに対する松野市長のお答えは、それは該当者がそれぐらいしかいないからということで、当然だということをお答えいただいていた。しかし、きのうの一般質問でも申し上げましたが、障害者福祉費で私が具体的に取り上げましたのは、

介助犬の方の1ヵ月2,000円なら1年で2万4,000円にすぎない。岐阜市並みの5,000円なら6万円にすぎないということを申し上げましたが、補正で不用額1,000万円あるにもかかわらずこれをつけない。きょうの新聞にも、きのうの松野市長の答弁が要約されて、一部の人に重点的にしない、公平にやりたいという御答弁であると新聞報道にもはっきり書かれました。しかし、目の見えない方は、ハンディを持っているわけです。このハンディをカバーするために、数々の法律があるわけです。今まで障害者基本法、ハートビル法、交通バリアフリー法、身体障害者補助犬法、そして今、実態の中身はお粗末ながら障害者自立支援法、数々の法律ができたのはなぜなのでしょう。

松野市長のおっしゃる「公平にやりたい」、そのお考えは、果たして実質公平なのでしょう。ハンディのある方は、健常者と同じスタートラインで歩かせるのが公平なのでしょう。

障害者補助犬法を確認いたしました。その中にこういうのがあります。国及び地方公共団体は、身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について、国民の理解を深めるよう努めなければならない。しかし、国及び地方公共団体の当事者が身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について、みずからが理解していらっしゃらないのであれば、国民の理解を深めるように努めることは難しいでしょう。

先ほども引用させていただきましたが、バリアフリー講座の小森さんは、形式的に平等にすると実質的に不平等になるとはっきり言っています。どうか賢明なる議員の方々は、これを御理解いただけるものと思います。

もう1点は、民生費の中の放課後児童健全育成事業補助金です。これは6ヵ所、18年度はできるそうですが、176万6,000円です。子育て中の女性もハンディを背負っております。つまり、ハンディを背負っている者に対して、瑞穂市政、トップでいらっしゃる幸信市長は大変に冷たい。実質的な悪平等です。このハンディに対する何の思いやりもない。

このような予算の組み方に、以上の理由で反対をいたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 2番、翔の会所属、篠田 徹でございます。

賛成の立場で討論させていただきます。

私は、まちづくりを考えたときに、民生を豊かにすることだけが本当によりよいまちづくりであるのか。市としての活力を生み出すときには、どのような施策が必要であるのか。いろいろなことを考えたとき、提案されておる18年度予算は、民生費にかかわっては一般会計予算の約30%、28.何がしでないかと見ておるわけなんですけれども、これが少な過ぎるのか。私はそうは思いません。その中において、より適切な執行を求める御意見は拝聴に値するのではな

いかと思いますけれども、いろんな部分において、一般土木工事、あるいは衛生費、総務費、適切な予算配分の中によりよいまちづくりが行われると私は信じております。

行政におかれても、不用額を多く出すことなく、適切な執行をされる中に、よりよい活力あふれる明るい安全な瑞穂市をつくっていただきたく、私はこの予算案に賛成するもので、賛成討論とさせていただきます。

以上、終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第25号平成18年度瑞穂市一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時30分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第31 発議第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第31、発議第1号「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 議席番号13番 山本訓男です。

発議第1号「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書について、趣旨説明をいたします。

この意見書は、藤橋礼治議員、小川勝範議員の賛成をいただきまして提出させていただきます。

会議規則第13条の規定により、次の意見書を提出いたします。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえますので、よろしく願います。

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書。

国債残高は今年度末、約 538兆円に達する見込みであり、国民 1 人当たり 500万円もの負債を負う計算になる。これまで小泉内閣は、財政を健全化させるために歳出の削減に取り組み、5 年前と比べると公共事業費は20%、政府開発援助は25%の減となり、一般歳出全体を見れば社会保障関係費を除いて14%の圧縮をしてきた。しかし、高齢化の影響は大きく、社会保障関係費は 5 年前と比べて22%も伸びている。

今後、歳入や税制の改革は避けて通れないのが現状である。しかし、安易に増税論議を先行させるのは早計であり、まずは徹底した歳出見直し・削減が先決である。この際、徹底的に行政のむだを省くため、国の全事業を洗い直す「事業仕分け」を実施すべきである。「事業仕分け」は、民間の専門家による視点を導入して徹底した論議を行うため、行政担当者の意識改革にもつながり、関係者の納得の上で歳出削減を実現しようとする点も評価されている。

既に一部の地方自治体では、民間シンクタンク等の協力を得て「事業仕分け」を実施。行政の仕事として本当に必要かどうかを洗い直し、「不要」「民間委託」「他の行政機関の事業」「引き続きやるべき事業」に仕分けた結果、県・市レベルともに「不要」「民間委託」が合わせて平均約 1 割に上り、予算の約 1 割に相当する大幅な削減が見込まれているという。

国民へのサービスを低下させないためには、「事業仕分け」の手法による大胆な歳出削減を行い、そこから捻出された財源を財政再建に振り向けるだけでなく、その一定部分は国民ニーズに応じて必要な新規事業などに活用するという、行財政の効率化を図ることが望ましい。「小さくて効率的な政府」を目指し、「事業仕分け」の断行を強く求めるものである。

なお、提出先は内閣総理大臣、内閣官房長官であります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出いたします。どうか皆様の御賛同をよろしく願います。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第 1 号は、会議規則第37条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） まず提出者にお聞きをいたします。

1点目は、国債残高は今年度末約 538兆円に達する見込みであり云々ということで、公共事業は20%、政府開発援助は25%の減となったというようなこともあるんですが、小泉内閣に対する評価ですね。小泉内閣の政策に対する評価はどのようにお考えで、この文言が書かれておるのでしょうか。それが一つです。

二つ目は、今後、歳入や税制の改革は避けて通れないというふうに書かれておりますけれども、提出者はどのような改革を具体的にイメージをされて書かれておるのでしょうか、お聞きをいたします。

3点目は、まずは徹底した歳出見直し・削減が先決である。この際、徹底的に行政のむだを省くため、国の全事業を洗い直す「事業仕分け」を実施すべきであるというふうにあるんですけれども、歳出見直し・削減が先決であるということは、そのとおりだと思うんですけれども、だれが、だれの立場で、どういう考え方、基準によって歳出を見直し・削減をすると考えているんですか。それによって随分違ってくると思います。何を削減するか、何を削るかということは違ってくると思うんですね。それをお聞きします。

それから、関係者の納得の上で歳出削減を実現しようとする点も評価されていると、この事業仕分けというのがね。とするならば、関係者の納得の上というのは、関係者というのはだれのことなんでしょう。納得するというのは、どういう場でこれは納得するのでしょうか、それをお聞きします。

民間の専門家による視点を導入しとありますけれども、その前段ですね。民間の専門家の視点とは、一体どういう視点を言っておるんですか、それを教えてください。

それから、いろいろ9県5市でやった結果が平均約1割に上り、予算の約1割に相当する大幅な削減が見込まれているというふうに書かれておりますけれども、その結果、住民福祉の低下というのはなかったんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

まずそれだけ御答弁ください。

議長（土屋勝義君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 西岡議員にお答えいたします。

まず最初の、そこに結論が出ているかと思いますが、今小泉内閣と公明党は連立を組んで政府をつくっております。だから、評価は国民の皆様にご評価していただくということで、私からどうということはちょっと差し控えたいと思います。

それに尽きると思いますが、すべては、これだけ国債残高が多くなってきた時代を、いかにこれを少なくしていくかというのが大前提でありますので、それぞれの政府、国民、それから行政の担当者と、それぞれが協議して行っていくと。そして、ここの本文にもありましたように、仕分けは行政の立場で必要なもの、不要なもの、残すべきもの、または民間に委託していくもの、それぞれの担当において決めていくと。それをまた民間の活力も活用していくという

立場でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 全部答えていただいております。

まず1点目の、小泉内閣の政策評価の問題ですけれども、私がお聞きしたのは、国民の皆さんにお聞きしておるんじゃないんですよ。それはまた新聞等のアンケートで小泉内閣の評価が48%に上がったとか、そういうことはまた見せていただきます。私が聞いているのは、提出者のあなたが小泉内閣をどう見ておるかという聞いておるの。そのことをお答えいただきたいんですね。それが1点ね。

2点目については、具体的に聞きますけれども、消費税はというふうにお考えですか。来年また定率減税も廃止をされるというふうなことでございますけれども、今後、歳入や税制の改革は避けて通れない。改革についても、だれの立場でという大前提がつくんですけどね。そういう立場から、この消費税だとか定率減税の廃止についてはどのようにお考えになっておられるのでしょうか。

あとは民間の視点とは何であるとか、実際、事業仕分けをした結果1割削減できたというけれども、9県5市で、住民福祉の低下はなかったのか。1割削減、数字は1割削減でも、そのことによって住民福祉が1割低下しておいたら、プラスマイナスゼロ、簡単に言うとな。そういうことになるわけですから、そういうところはどうかであったのでしょうか。これもしっかり総括をして、だから事業仕分けは大変大事だから意見書を出すと、こういうふうになっておるだろうと思うんですね。ですから、あえてお聞きをしておきたい。

それからまだ、だれの立場からという考え方、基準によって歳出見直し・削減をしていくのか。この点については、ちょっと答えられてなかったんじゃないでしょうか。それをお聞きいたします。

議長（土屋勝義君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 先ほど申しましたように、小泉内閣の評価をどう思うかということなんですが、さっき言いましたように、公明党も連立を組んでいる立場でございますので、評価は国民の皆様にご覧いただきということで、私たちは100%、今の政策は正しいという考えでやっております。

それから消費税については、ここにも書いてありますが、安易に増税論議を先行させるのは早計であり、まずは徹底した歳出の見直し・削減が先であると。いわゆるこういう仕分け作業を行って、初めて増税論議に入るべきで、今どうこうという、国ではいろんな消費税どうこうという議論もありますけれども、ここではまず財政を建て直すというのがまず第一でございますので、ここではまだ考えておりません。

この一番の基本は、いわゆる財政再建をどうするかということが基本ですので、細かいと言ったら失礼だけど、文言がどうの、あれがどうのと言われても、僕も専門家ではないものでちょっとわかりません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 財政をどうするかということは、国民生活をどうするかということなんです。国民の立場から見て、どういう改革をしていくかということなんです。私は、小泉内閣は、従来から言っておりますように、徹底した新自由主義者であります。ちらっと昼休みにも聞いたところによりますと、読売新聞の渡辺さんが、小泉君の新自由主義は行き過ぎだと。こんなことになっていったら、えらいことに日本はなるぞというふうに言われたそうでありますけれども、周りの財界人の中からでも、ちょっと暴走ぎみではないかと。格差社会がどんどん広がってくる。アンケートでも、格差社会のアンケート、大分出ていますよ。目にされたとおりだと思うんですよ。ですから、私は歳出削減、削減ということが、削減が片一方の側に、立場の弱い人たちの側に、定率減税の廃止をすとか、あるいはことしの申告でも高齢者の控除が50万廃止をされたと。そのことによって6,000円払わなきゃいけない人たちもふえてきた、もっと払わなきゃいけない人もいっぱい全国でふえてきた。

そういう状況の中で、低い年金で暮らしておられるお年寄りだとか、あるいは低所得の方々とかいう人にとって、その歳出削減はどのような内容なのかということは、物すごく重要な問題なんですね。

国民を犠牲にして、そういう人たちが新自由主義の市場競争の中に投げ捨てていって、あとは自助努力でやれ。それができなったら仕方がない。公的には責任を持たないから、つまり小さな政府でやる。大企業の側の法人税は全然下げっ放しというような状況の歳出削減であるとするならば、それは私は反対なんです。だから、そのことの質問をさせていただいているわけなんです。ですから、もう一回確認をしてください。

議長（土屋勝義君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 行政改革はだれのためにあるかということでございますが、これはもちろん国民のために行うということでございますので、今言われたように、先ほどの一般会計の議論でも聞いておきますと、各論に入って、あそこが悪い、ここが悪いと言い出せば、確かに矛盾はあります。そういうことを言うのではなくして、今の日本の国の現状をいかに建て直すかということがまず大事ということで、そこで国民のためになるという思いでこの意見書を出させていただきました。細かいことをと言われても、私も本当に、さっき言いましたように専門家でないもので、ちょっとわかりません。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 冒頭のところですが、細かいことを言われてもと言われますが、ここに書いてあることを基本としてこれが提案されているわけですから、確認させていただきますが、国債残高は今年度末約 538兆円に達する見込みとありますが、たしかこの間の衆議院選挙のときに小泉内閣で国の借金を何倍かにふやしたというのがあったと思いますが、小泉内閣の在任期間で、借金が何倍にふえているんですか。ちょっと忘れたので教えてください。

議長（土屋勝義君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） それは私も知りません。

要は、この借金を孫子の代に残していいか、今の時代に少しでも少なくしていくのがいいかということが基本だと思いますので、それを反対・賛成はそれぞれ自由でございますけれども、そういう思いでこの意見書を出させてもらいました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書に対して、反対の立場で討論をいたします。

この意見書には、国債残高今年度末で 538兆円に達すると。提案者は、この残高をどう解決するかということで事業仕分けをするというような方向でやっていきたいという趣旨の提案だと思います。私は、なぜこれだけの残高、借金がたまったかという原因をはっきりさせて、それから対処する方法を考えなければならないと思います。

私の考えは、この残高は自然に起こったのではなくて、今までの政府がむだな公共事業に、私に言わせれば湯水のようにつぎ込んだという結果だと。そこを見直すということをはっきり視点として押さえていかないといけないと思います。ここには公共事業が徐々に減っておるということを言っておりますけど、まだまだ見直しが足りない。しっかりその辺をどう見直すかという視点をはっきりさせていくことが必要だと思います。

さらに、この事業仕分けによる方法ということで、むだを省く、さらにその仕分けを民間の

専門家によって徹底的に論議し、役人ではいかんで、役人をもっとしっかり意識を改革していかうということが書いてありますけれども、これは今の公的な事業をどんどん民間に移行してしまう、そういう方策をとれという意味をはっきりさせておるのではないかと私は見受けます。そういう点では、公的な仕事を民間にどんどん振り向けるということは、住民のサービスを担う公務を民間の競争社会に投げ捨ててしまい、弱者を切り捨てる方向になっていくおそれがありますので、そういう方向ではいけないと思いますので、反対をいたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 国の財政を建て直すということは重要なことであろうかと思いますが、今小寺議員からも反対討論がありましたように、やはりむだな公共事業を見直すとか、何から始めるべきか、そのことが大事だと思うんですね。ともかく歳出削減せよ、歳出削減せよと。そういうことだけではやはりだめだと思います。どういう視点、考え方で歳出削減をしていくのか、このことが重要だと思います。

具体的には、今のむだな公共事業の問題もありますし、例えば米軍への思いやり予算なんかでも、恐らく数字はちょっとわかりませんが、数百億円もあるんじゃないでしょうか。そういうむだなものをまず削っていただきたい。つまり、何がむだかという視点が大事なんです。ただ削れ、削れといったら、国民の福祉も一緒に削られちゃう。同じように削っていったら、やっぱり一人で生きていくことが困難な人たちが一番先に倒れてしまう。そういう競争社会だ。だから、そういう自助努力を優先するような市場原理万能主義の新自由主義がはびこってしまう、流行してしまうということになると思うんです。だから、今の米軍の思いやり予算の問題もあるし、大企業の優遇税制を改めるとか、そういうところに目を向けていただきたい。

ところが、そういうところではなくて、今の政府の立場に立ったような形での歳出削減ということになってくる。それが大なたを振るえば振るうほど弱い人たちが切り捨てられていく。人間の尊厳を大事にして、自主的な平等を保障する、そういう環境をつくるという公の責務、公的責任というものが放棄をされてしまう。そんな社会であってはならない。今後、そんな社会であっては断じてならないというふうに思っておりますので、この意見書の中身は、もう少し視点を煮詰める必要があるということで、結論としては反対ということにさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 2番 篠田 徹です。

意見書に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この文章を読んだときに、下から3行目「国民ニーズに応じて必要な新規事業などに」との文言がありますように、まさしくこうしたむだな行政を、あるいは事業を見直すことによって、より適切な、国民にこたえるべく大なたを振るう覚悟で、まず瑞穂市から国に要望することが、国の行革を推し進める一翼を担うのではないのでしょうか。この瑞穂市においても、経常経費削減30%、これは決して市民を苦しめるための改革ではなく、より適正な執行を求める中に、ぬくもりのある温かい予算をつくるがための提案だったと認識しております。であるのであれば、この意見書も国に、よりぬくもりのある予算配分等を求めることだと私は認識し、賛成の討論とさせていただきます。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、この意見書に反対の立場で意見を述べます。

ただいま賛成の立場で意見を述べられた方は、この瑞穂市からぬくもりのある予算書実現のために国にこれを求め、この意見書を通すと言いましたが、この意見書のたぐいは瑞穂市の、先ほど審議した予算書もそうですが、平成18年度の、ぬくもりのある予算書なのでしょうか。

国民のためと言いますが、国民のどの層がぬくもりを求めているのでしょうか。最近では、読売新聞の社長でしょうか、会長でしょうか、渡辺恒雄氏も、憲法9条を変えるなど言い始めました。また、きのうの帰ってからのニュースによりますと、ポスト小泉は靖国神社参拝の人であってはならない。もう一つは、市場原理主義者を閣内に入れられないことという二つを、昨日の会合で発言したと、これがわざわざニュースになるということはどういうことでしょうか。

市場原理主義、自由競争は、弱肉強食を進める経済政策です。これは、小泉首相の政策を一層進めてほしいという意見書ですので、私はこのブッシュ・小泉・松野ラインを進める意見書に反対いたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番 若園五朗、翔の会です。

今回の意見書につきましては、国債残高が非常に多くなっている中で、事業の仕分けを行政改革の中で効率よくやっていくということの総括的に書いてございます。すべて国も頑張る、瑞穂市も頑張ってみえますので、この意見書の内容につきましても、民間委託し、少しでも事

業の仕分けをして行政改革再建に向けてやるということでございますので、この意見書に賛成させていただきます。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書について採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、発議第1号は可決されました。

公共交通対策特別委員会から、会議規則第45条第2項の規定によって、同委員会に付託中の公共交通対策の件について、中間報告を行いたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とし、報告を受けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、公共交通対策の件について、委員会の中間報告の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とし、報告を受けることに決定いたしました。

追加日程第1 公共交通対策の件について委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（土屋勝義君） 追加日程第1、公共交通対策の件について委員会の中間報告の件を議題にします。

公共交通対策特別委員長の発言を許します。

公共交通対策特別委員長 若園五朗君。

公共交通対策特別委員長（若園五朗君） 議席番号3番、翔の会、若園五朗です。

議長より発言の許可を得ましたので、公共交通対策特別委員会の中間報告をさせていただきます。公共交通対策特別委員会委員長 若園五朗です。

当委員会で継続調査事件となっております公共交通対策について、中間報告を行います。

公共交通対策特別委員会は、去る平成17年10月21日、平成17年第3回定例会においても中間報告をしておりますので、この中間報告以降の委員会活動状況について報告します。

公共交通対策特別委員会は、前回の中間報告以降、平成17年10月31日、11月11日、11月25日、平成18年1月10日、2月24日、計5回を開催し、会議の回数は延べ16回行いました。

この間の委員会では、主に引き続きコミュニティーバスについて調査しました。コミュニティーバスを本当に必要としているのは高齢者が中心であると思われることから、高齢者にとってコミュニティーバスが利用しやすいように運営されているかを調査した方がよいとする委員の意見があり、各地区に居住する高齢者の人口分布とコミュニティーバスの運行路線やバス停の位置との相関関係なども調査しました。調査の結果、高齢者の人口分布に対しては、おおむね適正にバス停の配置がされていると認められました。

コミュニティーバスについては、これまでの委員会で調査・研究がほぼ終了し、委員全員で決議案を提出することに決定しました。決議案は、先ほど可決されました瑞穂市第1次総合計画に絡んだ内容で、コミュニティーバスの利便性向上に関する決議についてです。本日、議案第8号瑞穂市第1次総合計画の基本構想を定めることについてが可決された後、決議案を議長に提出いたしましたので、後ほど議題としていただきたいと思えます。

最後に、委員会で決定した今後の公共交通対策特別委員会の活動方針を報告します。

安八町の議会だよりによると、安八町役場から穂積駅へ路線バスの開通が検討されているようです。また、樽見鉄道も3年間にわたる財政健全化の支援途中です。どちらの案件も今後の動向を注視していかなければならない状況ですが、現時点から調査・研究するには時期尚早であるため、しばらく委員会活動は休止し、状況が整ってから改めて再開することが確認されました。

以上、瑞穂市議会会議規則第45条第2項の規定による公共交通対策特別委員会の中間報告を終わります。平成18年3月24日、公共交通対策特別委員会委員長 若園五朗。

議長（土屋勝義君） これで、公共交通対策特別委員会の中間報告は終わりました。

公共交通対策特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。先ほど若園五朗君ほか4人から発議第2号が提出されております。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。発議第2号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 発議第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 追加日程第2、発議第2号コミュニティバスの利便性向上に関する決議についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

3番 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 議長より発言の許可を得ましたので、発言させていただきます。

コミュニティバスの利便性向上に関する決議について提出させていただきます。

賛成者 安藤由庸議員、広瀬時男議員、浅野楔雄議員、堀 孝正議員、以上の4名の賛同を得て提出させていただきます。

提出の理由、公共交通対策特別委員会の調査結果に基づき、コミュニティバスの利便性向上に関する決議案を提出するものです。

コミュニティバスの利便性向上に関する決議。

公共交通対策については、瑞穂市第1次総合計画基本構想の基本方針「安全で快適なまちづくり」の中で、交流を支える交通基盤の整備として、「高齢化の進展や環境問題への意識の高まりに留意し、バスや鉄道等の公共交通機関の利便性向上に向けた体制づくりや、施設・設備の整備を進めます」とあります。さらに、公共交通の充実についての基本計画では、コミュニティバスの現状と課題で「利用者数は伸びてはいるものの、通勤・通学時間帯における運行体制の充実や路線網の見直し等が求められています」との記述があり、施策の展開では「コミュニティバスの利便性向上」を掲げ、「利用の実態や需要、公共施設の配置状況、路線バスとの接続等を考慮しながら、利便性向上のための路線網の見直しと運行体制の充実に努めます」とうたわれています。

ついては、施策を実施するに当たり、コミュニティバスの利便性を向上させるため、下記の事項を特に留意の上実行されるよう決議する。

1．バス停を増設すること。

バス停の増設は運行所要時間の増加につながる懸念もある。しかし、利用者がそれほど多くない現状では、乗降客のいないバス停は素通りするため、運行所要時間は大きく増加しないと判断する。したがって、バス停間の距離が長い区間や、市民の利用ニーズが予想される場所のバス停を増設すること。

2．さらに利便性の向上を図ること。

市民の利用ニーズが高い人口集中地域、公共施設、大規模商業施設及び病院等への運行を検討し、利用者の増加を促進するとともに、さらに利便性の向上を図ること。

3．瑞穂市第1次総合計画基本構想及び基本計画の早期実現を図ること。

コミュニティバスに関する公共交通対策特別委員会の調査結果と瑞穂市第1次総合計画基

本構想及び基本計画が掲げる目指すべき方向性はおおむね適合している。については、コミュニティーバス施策に関する基本構想及び基本計画を忠実かつ効率的に実行し、早期実現を図ることとする。

以上、コミュニティーバスの利便性向上に関する決議を提出します。以上です。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号コミュニティーバスの利便性向上に関する決議についてを採決いたします。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第2号は可決されました。

閉会の宣告

議長（土屋勝義君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成18年第1回瑞穂市議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

閉会 午後4時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年3月24日

瑞穂市議会 議長 土屋勝義

議員 松野藤四郎

議員 浅野楔雄